

別表1

名 称		清掃等の基準
厨 房	施設の天井及び内壁のうち床面から1m以上の部分(殺菌灯、捕虫灯を含む)	月1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行なうこと
	施設の床面及び内壁のうち床面から1m以下の部分	1日1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行なうこと
	排水溝	随時清掃すること
	排気ダクト	月1回以上清掃すること
	食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、棚及び戸棚	毎日整理整頓するとともに、週1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行なうこと
	その他の設備、備品、器具	使用毎清掃し、消毒すること
調乳室及び洗浄室		毎日1回以上清掃し、かつ、消毒すること
配膳用エレベーター		配膳前に毎回清掃し、かつ、消毒すること
配膳車		毎食後清拭し、かつ、消毒すること
下膳車		毎食後清拭し、かつ、消毒すること
専用ごみ処理機		毎日1回以上清掃すること
休憩室及び専用廊下		毎日1回以上清掃すること
屋外グリストラップ(4箇所)		毎月1回以上清掃すること